

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

開会前でございますが、当局より発言を求められていますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（楠山俊介君） おはようございます。

今定例会、会期中に山林火災がございましたので、ご報告いたします。

平成25年9月22日（日）13時頃、市内箕作地内において山林火災が発生し、下田消防署と消防団が出動したため、その概要についてご報告いたします。

概要でございますが、市内箕作620番1 龍巢院墓地に隣接する裏山斜面約2ヘクタールを焼損する山林火災が発生をいたしました。

この火災は、22日13時36分火災通報により、下田消防署22名、同署消防車両7台、消防団においては、団員91名、消防車11台が出動し、また、静岡県消防防災航空隊のヘリコプター1機が空中散水を実施するなど、現場本部の指揮の下、消火活動を展開し、同日17時鎮圧、同日17時22分鎮火となりました。

消防団は残火警戒のため、翌日11時まで出動いたしました。

被害状況は調査中ですが、人的被害はありませんでした。

なお、出火原因については、調査中であります。

以上で9月22日発生 of 市内箕作地内山林火災についての報告を終わらせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件があります。

本日の会議開催に当たり、説明員の稲葉一三雄観光交流課長が欠席のため、中田和明観光交流課観光戦略係長が代理出席する旨の通知がありましたので、報告いたします。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの平成24年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員長、増田 清君より特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

増田 清君。

〔決算審査特別委員長 増田 清君登壇〕

○決算審査特別委員長（増田 清君） おはようございます。

それでは、決算審査特別委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 認第1号 平成24年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

2) 認第2号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

3) 認第3号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

4) 認第4号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

5) 認第5号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

6) 認第6号 平成24年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

7) 認第7号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

8) 認第8号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

9) 認第9号 平成24年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

10) 認第10号 平成24年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月18日、19日、20日、24日、25日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、当局より、野田教育長、鈴木会計管理者兼出納室長、鈴木企画財政課長、名高総務課長、土屋市民課長、楠山税務課長、平山健康増進課長、原福祉事務所長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、長友建設課長、土屋学校教育課長、佐藤生涯学習課長、平山上下水道課長、土屋施設整備室長、峯岸監査委員事務局長、須田議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地調査を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成24年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第3号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成24年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 平成24年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成24年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

それでは、各会計の決算審査についてご報告します。

1. 一般会計における事務事業と決算について。

①平成24年度の決算規模は歳入総額97億9,727万1,005円（前年度比2.3%増）、歳出総額は93億3,797万6,835円（前年度比2.5%増）となっている。

形式収支（歳入歳出差引額）は4億5,929万4,170円で、翌年度に繰り越すべき財源4,580万円を差し引いた実質収支は4億1,349万4,170円である。また、単年度収支は5,023万6,100円の赤字であり、実質単年度収支も1,208万4,100円の赤字となった。

②歳入決算額は前年度比2億2,430万249円（2.3%）増加した。増加した主なものは、寄附金1,397万5,399円、繰入金2億7,545万4,869円、繰越金7,339万9,390円、市債9,210万円の増などである。一方、減少した主なものは、市税1億1,638万7,967円、県支出金6,186万3,711円の減などであり、市税の減少が懸念されるところである。

③収入未済額は11億2,396万9,381円で、前年度比5億4,614万6,883円（94.5%）の増となった。収入未済額のうち、繰越事業に係る未収入特定財源が5億8,660万円あり、これを除く収入未済額の前年度比は4,089万4,117円減少している。

④不納欠損額は8,731万1,676円で、前年度比4,484万4,729円（33.9%）の減となっている。内訳は市税8,680万4,676円及び保育料50万7,000円となっている。

⑤歳出決算額は前年度比で2億2,881万7,349円（2.5%）増加した。増加の主なものは、総務費1億8,047万1,357円、農林水産業費1,402万5,358円、民生費1億5,854万8,691円の増などである。一方、減少した主なものは、商工費4,149万4,707円、消防費5,486万8,142円、災害復旧費2,070万9,066円、公債費1,687万1,820円の減などである。

⑥歳出を性質別に区分すると、義務的経費は44億6,699万9,000円（構成比47.8%）（前年比1.8%減）、投資的経費4億5,091万8,000円（構成比4.8%）（前年比0.2%増）である。義務的経費が全体では減少しているが、扶助費が増加した。

⑦平成24年度末の一般会計における市債残高は前年度比4.4%減の74億6,940万927円となった。また、特別会計、水道事業会計を合わせた市債残高は178億3,115万4,935円で、前年度比6億5,646万892円の減となった。

⑧財政指標はおおむね改善されつつある。実質公債費比率は12.1%で前年比0.7%改善された。将来負担比率も70.1%で前年度比6.8%改善されました。しかし、財政の弾力性を判断する経常収支比率は88.9%で、前年度より1.6%悪化している。

⑨基金については、財政調整基金が7億23万6,312円で3,815万2,000円（5.8%）増加した。また、庁舎建設基金は年度末で5億1,742万9,128円で5,000万円増加した。

⑩市税の減少で主なものは、対前年度収入済額との比較で市民税、マイナス1,501万236円、

固定資産税、マイナス9,646万9,429円である。要因は、人口減、市内経済の不況とともに、地震・津波による土地評価額の下落、新築家屋の減少などが考えられ、今後も市税の減少が懸念される場所である。なお、入湯税収入済額は7,590万5,935円で前年度比1,285万9,412円増となった。平成23年度は、東日本大震災の影響により大幅な減となっていたこともあり、増額に結びついたものである。

⑪市税における不納欠損額は8,680万4,676円で、前年度に比べ4,355万961円の減である。しかし、調定額35億4,623万2,824円に対する収納率は83.5%にとどまり、収入未済額が4億9,795万7,822円となっている。課税の適正化を図るとともに、特段の収納率向上対策が求められている。

⑫収納率向上のため、静岡地方税滞納整理機構に本年度は15件の滞納処理を移管し、1,884万5,897円の徴収額となった。その負担金は314万5,300円で収納実績の面でも効果があらわれている。

⑬国民健康保険税の調定額は13億3,972万5,083円に対し、収入済額は7億6,513万2,022円で、収納率57.1%、収入未済額（滞納額）4億9,952万5,947円となっております。

また、市税と国民健康保険税を合わせた収入未済額（滞納額）は9億9,748万3,769円となっている。収入未済額（滞納額）50万円以上の市税滞納者294人、2億7,067万1,540円。国民健康保険税は320人、3億2,201万5,950円である。収納率向上のための抜本的対策が求められる場所である。

⑭平成24年度4月1日付で採用した職員は一般事務職8人、技術職1人の合計9人であり、職員数は全体で247人であった。

新規採用職員の早期離職が平成23・24年度に続けて発生しているため、採用に関してはより慎重に検討されることが望まれる。

⑮職員の研修に関しては、職員数の関係により効率よく実行されているが、今後は幅広い分野での研修が必要であると思われる。

⑯広報活動に関しては、市民からさまざまな提言を受け、回覧や広報「しもだ」メール発信サービス等により市政をわかりやすくする取り組みが行われている。今後の課題としてはホームページの充実が望まれる。

⑰都市友好事業として、市議会議長を団長とした中学生を含む10名の訪問団により第29回ニューポート黒船祭に出席し、日米の友好親善を深めた。また、日露友好事業としてクロンシュタット広場命名式がとり行われた。

⑱平成24年度における建設工事等、物品製造、買入れ、借り入れ、役務提供その他の契約に係る指名競争入札等に参加する業者の選定のための選考委員会の開催数は11回で、審査件数は120件であった。また、入札制度の改革は、入札の透明性確保や市場競争原理の発揚とともに入札参加業者の拡大を図るため電子入札を導入しており、平成24年度は61件実施した。

⑲平成23年3月11日の東日本大震災、また内閣府の中央防災会議での南海トラフ巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定公表を受け、平成24年度も地域防災対策費に重点が置かれた。主な施策としては、災害用備蓄品201万1,800円、海拔表示看板設置業務47万6,658円、災害用避難施設整備事業150万円、避難地（下田幼稚園）防災対策事業設計業務委託430万5,000円、自主防災会活性化事業300万円が挙げられる。

⑳地球温暖化の急速な進行などで気象変化が大きく変わり、台風や大雨被害も増大している。地震・津波対策だけでなく、総合的な自然災害対策の充実が求められる。

㉑18歳以上の身体障害者に対する身体そのものの機能障害を除去または軽減させるために必要な自立支援医療（厚生医療）の給付を行ったが、平成23年度には46件、公費負担額814万5,681円であったものが、平成24年度では73件、公費負担額1,734万5,747円と金額では2倍以上となっている。

㉒高齢者（65歳以上）の人口は、市民2万4,230人のうち8,550人と率にして35.3%となっている。これは県平均24.9%よりも10ポイント以上高く、市民3人に1人が高齢者ということになる。きめ細かな高齢者対策とともに子育て・若者定住化対策等が重要になっている。

㉓児童手当（子ども手当を含む）に3億1,154万円、児童扶養手当に9,129万370円、また子ども医療費の助成に4,905万1,895円が支給されている。

㉔母子家庭の医療費の助成を見ると、平成23年度では204世帯（539人）に609万9,883円の支給であったものが、平成24年度では149世帯（375人）に591万2,453円が支給されている。

㉕生活保護等の相談件数は101件あり、そのうち保護申請数は71件である。保護開始件数は67世帯78人、廃止件数は18世帯25人である。

㉖生活保護開始要因は、手持ち金の減少32件、世帯主・世帯員の傷病17件、失業7件、仕送りの減少4件、稼働者との離別3件、その他4件である。

㉗生活保護廃止要因は、死亡9件、稼働収入の増4件、傷病の治癒1件、社会保障給付金の増1件、転出1件、その他2件である。

㉘生活保護扶助費は、平成23年度が5億2,414万9,917円であり、平成24年度は5億5,627

万8,535円である。

⑲大腸がん検診の受診者2,745人のうち、異常なしの者2,524人、要精密検査の者221人である。要精密検査の者の追跡結果は、異常なし46人、がんであった者6人、がんの疑いのある者3人、がん以外の疾患の者115人、未把握・未受診の者51人である。より一層の受診率向上が望まれる。

⑳胃がん検診の受診者は1,473人のうち、異常なしの者1,419人、要精密検査の者35人、その他の者19人である。要精密検査の者の追跡結果は、異常なし3人、がんであった者1人、がん以外の疾患の者28人、未把握・受診の者3人である。より一層の受診率向上が望まれる。

㉑ごみ処理事業では、一般指定袋収集4,884トン、一般及び業者持ち込み5,251トン、リサイクル収集825トン、計1万960トンの可燃ごみの収集がなされた。

㉒年々収集可燃ごみの量が減り、最終処理委託も減少している。リサイクル等の市民意識の定着、高まりを感じられる。また、本年度から指定袋可燃ごみ収集の民間委託（約半数量2,465トン）が開始された。収集業務やリサイクル収集分の処理に対しては、より公正、公平な発注が望まれる。

㉓環境審議会が3回開催され、一般廃棄物処理基本計画（ごみ、生活排水）の見直しについて内容等を検討、審議した。

㉔大沢地区産業廃棄物監視委員会は委員会を7回、監視業務を25回実施した。産廃業者に対して、県の指導強化を市として求められたい。

㉕農業関係では、農業従事者の高齢化、後継者不足等の課題解消に向け、新規就農対策による青年就農給付金を活用して新規就農者への支援を行った。

㉖林業関係では、国・県の補助事業を活用し、木材流通施設の整備を支援、間伐材等の活用利用促進が図られた。また市営分収林整備事業では、間伐面積約15ヘクタール、38年生ヒノキ315立米の搬出、森林作業道1,500メートルの整備を641万円の事業で行った。この森林作業道は幅3メートル、メートル当たり2,000円での整備であった。市の管理する赤線、里山の整備にも生かし、災害避難路や森林の公益機能の充実を図る上でも計画的、一体的な施策が望まれる。

㉗商工関係では、市の活性化に向けた各団体によるさまざまな事業が展開され、平成24年7月から平成25年6月末日までの1年間で1,988万円（平成24年度決算は1,491万円）の100%国・県補助により、失業者の新規雇用を利用したイベント・事業の支援を行った。国・県100%の緊急雇用対策事業であり、主目的が文書をつくることが目的ではない事業と

の説明があったが、その事業の成果を具体的に説明し、今後に生かす努力が求められる。

⑳道路維持事業については、市道700路線延長233.498キロメートルの管理を総合的かつ効率的に行うことにより利用者の安全、円滑化を図ることを目的に、舗装修繕、側溝、照明施設等のため市道平滑中島線ほか37件を4,500万円で維持工事を施行した。また、地元からの修繕要望に応じて市道伊勢町脇ノ田線ほか61件を372万4,000円で修繕し、市道敷根1号線ほか17件の原材料費として94万9,000円を支給した。

㉑今後老朽化が懸念される下田市管理の道路橋は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき寝姿橋実施計画業務を600万7,050円で委託した。

㉒市内の準用河川42本、普通河川123本、98.9キロメートルの維持管理は、近年の異常気象により、その地域の洪水対策のみならず河川環境、安全面からも良好な管理が要望されている。

㉓下田港港湾整備計画に基づき県の施行による内港の整備がなされ、平成24年度分の整備改修事業負担金は2,275万9,800円であった。

㉔景観推進事業として、景観を生かしたまちづくりを推進するため、条例に基づき登録まち遺産の簡易修繕に対し3件522万5,000円の補助を実施した。また、下田まち遺産の検討のため市民会議を4回開催した。

㉕平成24年度の伊豆縦貫道建設促進事業は、地域住民に対し下田市都市計画原案説明会を実施し、伊豆縦貫自動車道本線ルート案を公表した。

㉖市営住宅維持管理事業は、社会資本整備総合交付金550万6,000円を受け、上河内住宅改修工事（機械整備）、同（電気整備）を2,079万1,050円で実施した。修繕は、大沢住宅加圧給水ポンプ制御盤修繕ほか16件198万2,801円で実施した。なお、下田市営住宅条例に基づく市営住宅戸数は上河内、大沢、丸山ほか150戸である。

㉗住宅改修立替支援事業は、東海地震が切迫しているとの認識のもとに個人の耐震対策を推進するため、専門家診断16件を72万円でを行った。また、補強計画策定に3件28万8,000円、耐震補強に2件140万円、ブロック塀等耐震改修に3件35万8,695円、アスベスト対策に1件5万2,000円の補助を実施した。

㉘急傾斜地崩壊対策事業については、市全体では多数の急傾斜地を抱えているが、平成24年度は河内入沢442万円、吉佐美多々戸550万円、ともに受益者負担で2地区において県営により施行された。

㉙平成24年度の駅前使用料は、バス会社3件、タクシー会社3件、その他合計で679万

8,488円であった。下田駅前広場整備事業基金に充てるため100万円を拠出し、平成24年度末の基金残高は2,850万円となった。

④⑧観光交流客数は292万5,110人（前年度比54万4,131人増）、宿泊客数は84万5,847人（前年度比8万1,890人増）となり、東日本大震災の影響から回復傾向にあるものの、震災前の水準に回復するには至らなかった。

④⑨第73回黒船祭は、東日本大震災の災害救助援助救援活動に取り組んだ関係機関への感謝の意並びに岩手県山田・大槌両町民を招待した復興支援と位置づけ、駐日米国大使ご夫妻を初め多くのご参加を賜り、静岡県共催・観光庁後援のもと行われた。期間中は天候にも恵まれ、23万2,500人の入り込み客数となった。

⑤⑩7月から8月の海水浴場の入り込み状況は65万1,870人で、東日本大震災の影響により激減した前年度と比べ37.4%の増となった。海水浴場の管理運営については、夏期海岸対策協議会を通して地元区と密接に連携し、快適で安全な環境の確保に努めた。各海水浴場で異なる地域環境のもと、今後も地元区と密接に連携を図り、より一層の利便向上とブランド力向上を図っていくことが望まれる。

⑤⑪夏季集客を目的として設立した伊豆下田サマーフェスタ2012実行委員会に30万円を補助し、これまでの夏季イベント並びにサマーコンサート、下岡蓮杖展、ブチ特産市等の新たな事業を支援した。

⑤⑫ジオサイト整備として420万円を執行し、田牛竜宮窟の歩道、遊歩道並びにサイン整備を行った。伊豆半島ジオパーク推進整備については、今後も世界一の海づくりのプロジェクトと連動し、着地型観光商品の創出推進に努められたい。

⑤⑬平成24年度4月20日より一般公開を開始した旧澤村邸は、4万5,907名の年間総利用者数があった。今後は管理運営形態を検討し、観光拠点施設としてさらなる機能充実に努められたい。

⑤⑭自然体験活動推進協議会補助金において、より充実した内容とする理由により、当該年度未実施となった事業への交付が見られた。今後はさらなる厳正な補助金等の交付を強く望む。

⑤⑮市内全小中学校にALTや社会人の派遣による担当教師支援を行い、英語の授業や小学校外国語活動の充実を図った。今後も児童生徒の学力・知識向上に努められたい。

⑤⑯災害時の避難経路や学校防災マニュアルの見直し、地域と連携した備蓄品確保や避難訓練など、各学校・地域の実情に応じた防災教育を行った。学校教育における防災教育の推

進は、学校管理下にある児童生徒の安心安全の確保はもとより、次代の防災育成に寄与するところであり、今後もより一層の向上に努められたい。

⑥7 公立保育所と民間保育所の保育料滞納者は依然多く、利用者負担の公平性を図る上でも今後の改善対策が望まれる。

⑥8 下田市教育振興基金を活用し、平成21年度に整備済みの浜崎小学校を除く市内6小学校に電子黒板14台及び実物投影機6台を配備するため730万9,890円、電子黒板を活用するためのソフト購入費として118万305円を執行した。同設備を利用したICT教育のさらなる充実に努められたい。

⑥9 下田市立給食センター建設に向け、建設用地測量業務委託費として174万3,000円、用地購入費として1,022万円を執行した。安心安全な学校給食提供並びに効率的な運営に寄与する施設の整備を望む。

⑥0 下田市幼稚園・保育所再編整備基本計画に基づき、下田第3保育所解体工事として1,095万450円、認定こども園建設予定地不動産鑑定業務委託費として21万円、同造成設計業務委託費として1,393万1,400円、同実施設計業務委託費として703万5,000円、同建設用地土地購入費として200万円、同建設予定地地質調査業務委託費として237万4,050円、同造成工事（平成24年度債務負担）として4,000万円、合計7,650万900円を執行した。平成26年度認定こども園開園に向け、引き続き児童福祉、子育て支援の環境充実に努められたい。

⑥1 平成23年度に引き続き2カ年事業として、伝統的建造物群の保存を目的とした弥七喜・大坂地区を含む旧下田町域を対象とした保存対策調査を実施し、下田市旧下田町伝統的建造物群保存対策調査報告書を300部発刊した。また、市民を対象とした町並み調査報告会を実施した。歴史・文化の保全並びに観光資源の保存のためにも、引き続き同事業の継続と発展を望む。

⑥2 新庁舎建設に関する予算執行状況を見ると、委託料が大きく減額補正されている。特に不動産鑑定業務、地形測量業務、用地測量業務は全額削減されている。これは庁舎建設位置が平成24年6月の新庁舎建設基本構想において敷根地区（公園前面）とされながら基本計画として確定できなかったためであり、建設位置が確定に至らなかった経緯を市民に明らかにし、基本計画の策定を急ぐべきである。なお、平成24年度末の庁舎建設基金は5億1,742万9,000円である。

それでは、各特別会計決算について報告します。

①国民健康保険事業特別会計決算について。

○平成24年度の保険給付費は23億8,121万3,534円で、前年度より1億210万1,703円増加している。1人当たりの医療費は30万2,086円で前年度より1万8,615円増加している。

○平成24年度の保険税（調定額）は13億3,972万5,083円で前年度より5,270万2,980円減少している。1世帯当たりの保険税（調定額）は14万9,090円で前年度より5,136円減少している。

○保険税の収納率（現年課税分）は87.36%で前年度より0.3%改善している。滞納繰越分の収納率は11.5%であるために、滞納は善良なる納付者に新たな負担を強いることにつながる。一層の収納率の向上が期待される。

②介護保険特別会計決算について。

○平成24年度の居宅介護（支援）サービス受給者数は9,338人で、施設介護サービス受給者数は3,322人であった。保険給付費は20億2,560万95円で前年度より8,634万6,237円増加している。今後も増加が見込まれるので介護予防事業の強化が必要である。

③後期高齢者医療特別会計決算について。

○歳入3億1,185万3,130円、歳出2億9,953万3,844円で差引額1,231万9,286円となった。

○被保険者数は、平成24年度に資格取得した者384人、資格喪失した者368人で、年度末で4,328人となった。

④下水道事業特別会計決算について。

○本年度まで継続された接続助成金（処理区域の公示がされた日から1年以内に接続した者。ただし新築、法人を除く。）、一律7万円を受け5件が接続された。平成24年度中の継続戸数は40戸、接続人口85人で合計2,938戸7,336人で、水洗化人口は67%から67.2%となった。下田のきれいな海を保つためにも、より一層の接続率を高める施策が不可欠である。

○下水道事業は昭和49年度の事業開始以来38年が経過し、中・外浦及び柿崎地区の管渠を整備し、処理施設の耐震対策や耐用年数を迎えた機器整備の長寿命化対策を行った。

○管渠築造事業における公共事業費は4,075万7,689円、単独事業費は1,600万8,024円であり、下田・本郷地区などを拡張した計画面積314.2ヘクタールに対して整備済み面積は267.31ヘクタールとなり、85.1%の整備率となっている。

○収入未済額は受益者負担金550万6,430円、使用料で1,275万3,672円となっている。さらなる未済額の縮減に努めるよう要望する。

⑤水道事業会計決算について。

○年間有収水量は367万484立米と前年度に比べ4万8,279立米減少した。給水原価は1立

米当たり159円3銭となり前年に比べ1円61銭の増となり、有収水量1立米当たりの利益は13円93銭となり前年に比べ1立米当たり77円の減収になった。

○配水池の耐震化や用地など今後の事業費の増加も見込まれるが、市民の負担の増につながらないように経営努力を望みたい。

○年間配水管破損は23件と半減している。これは老朽管の更新や石綿管布設がえ（300メートル）によるものであるが、石綿管はまだ17.426キロもあり、さらなる対策が必要である。

○近年の節水型社会の定着や人口減少により水の需要が減少傾向にあるため、有収水量は低下し事業収益は減少している。また、施設の老朽化、耐震化事業にさらなる費用の増加が見込まれる。財政状況に応じさらなる経営の合理化を図り、安全安心な水を市民に供給することを切望する。

なお、市長に提出を求めた資料及び現地調査実施箇所につきましては、11ページにございますので、ご参考にご覧いただければありがたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 忍君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 平成24年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） それでは、決算につきましては不認定とすべき意見を述べさせていただきます。

平成24年度の決算を見ますと、まず環境対策事業におきます利益供与、また毅然とできない不公正な行政を指摘せざるを得ないと思います。

第1に、一般家庭ごみ収集に関します随意契約であります。直営で実施しておりました収集業務をある民間会社に委託したわけであります。その裏には、下田配水池をめぐる賃貸借契約、土地所有者でありますこの業者に返還を求められ、この要求に応えるという形で解決

を図ってきたことは明らかであろうと思います。

正規の入札もせずにこの業者に三地区を委託させる。しかも、直営でこの業を担当してまいりました6人の臨時職員の雇用の解雇、雇いどめを行うということまでしているわけであります。

さらに、皆さん、125カ所、月2回のリサイクル収集にかかわりますこの有価物の処分についても、23年度から同様にこの業者に一方的に処分を任せるという決定を下し、実行してまいっているわけであります。まさに不公正な措置を直ちに改めなければならない。従前に実施されてまいっております入札制度に戻すべきことは明らかではないでしょうか。

第2に、大沢産業廃棄物業者に対する問題であります。かつて、皆さんご案内のように、川勝県知事は下田市民文化会館において、YTBと下田市の公害防止協定を結ぶよう求めてまいったわけであります。いわゆる清掃に関します法律に従って許可条件の中にこの協定書を守ることをうたうので、この協定書を破った場合には法律と同じだ、直ちに業の取り消しを行うと市民の前に明らかにしてきたことでもあります。

そして、この間、この施設の中で火災が起り、違法な排ガスが排出されておりますことが明らかになったところであろうかと思えます。

ところが、県はこの約束を守るどころか改善命令を出し、そして今日継続をさせているわけであります。このような県の姿勢に対して市当局が毅然とした態度をとれていない、ここに大きな問題があると思えます。県知事が許可権を持つこの産業廃棄物問題は、県にきっちりとした改善を求めていく、こういう姿勢が必要であろうかと思えます。

文書をもって県知事に要求する、公約したことを県知事としてはっきりと実行せよと、こういう姿勢をとれないところに今日の当局の大きな問題点がある、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

また、もう一方の相伴産業のこの不法に捨てられております1万2,000トンを超える産業廃棄物につきましても、きっちりとした対処ができず放置されているというままだるのではないかと思えます。そして、県は自らの責任を放棄し、その責任は業者にあるんだと、こういう姿勢でしかないわけであります。きっちりと行政の立場から、不法なこの廃棄物を市民の安全、観光地としての河川の安全をきっちりと守っていく面からも県に要求し、ただしていかなければならない課題がまさに曖昧にされていると言わざるを得ないと思うわけであります。

次に、皆さん、教育行政の問題におきましても大変大きな課題があるかと思うわけであ

ります。

認定こども園に伴いまして、幼稚園、保育園の10カ所を3園に統合してしまう。地域の子供は地域で育てていくというこの理念をまさにないがしろにしてきていると言わざるを得ないと思うわけであります。効率化のために、認定こども園あるいは下田幼稚園、保育所、旧町に子育て施設を集中してまいっているわけであります。当然、稲梓地区や旧町から遠方の子供たち、父兄については通園バス、通所バス等を検討しているところではありますが、月に3,000円余りの負担を求めるといふ、まさに教育の機会均等、公平性からいいたしても不公正な行政を財政の効率化のために、それを名目にして実施しようとしている、こう言えると思うわけであります。通勤費の無料化を図っていく、保護者負担を求めずに幼児教育の前進を図っていく、保育行政の前進を図っていくというこの基準に照らして見ますと、全く評価できない内容ではないかと思うわけであります。

第2に、地域の文化やコミュニティーを支えてまいりました公民館に対する廃止の方針であります。今日、皆さんご案内のように白浜、板戸の公民館を廃止し、25年3月31日には須原の公民館を廃止するという手だてをとってきているわけであります。中央公民館一つあればいいというこのような方向は、まさに地域社会コミュニティーそのものを壊していくという姿勢ではないかと思えます。本郷公民館、中公民館、稲生沢公民館、そして須原、北湯ケ野、朝日公民館、白浜公民館、それぞれ4万3,415件もの利用が今日されているわけであります。そして、これらの地域では各区で必ずしも公民館を運営できない、従来どおり社会教育においてもきっちりと公民館を運営してほしい、こういう強い要望があるにもかかわらず、中央公民館一つに絞っていこうという方針の見直しをしようとしていない、まさに社会教育行政が市民の側に顔を向けていないという実態が24年度決算で明らかとなっているところではないでしょうか。

さて、皆さん、次に山の家の指定管理の問題でございます。条例に規定されております農村交流体験施設としての運営がされているのか。条例の規定から申しますと、まさにこの指定管理者の運営には大きな問題があると言わざるを得ないと思うわけであります。にもかかわらず、この指定管理者への毅然とした態度がこれまたとれない、曖昧にしている、焼肉の食堂を営業させている。こういうような事態をきっちりと改めていこうという姿勢さえ見せようとしていない問題があるのではないかと思うわけであります。

さらに、市営住宅の問題であります。150棟ある中、利用されておりますのは70棟でしかない。そして、多くの市民の皆さんが安い住宅を求めているという状況は変わらないわけで

あります。柳原、うつぎ原の9棟の住宅のうち、利用されておりますのは3棟でしかございません。丸山住宅は89棟のうち33棟しか利用されていない。しかも、政策空き家というような理由で放置されているというのが現状ではないでしょうか。丸山住宅は皆さんご案内のように借地であります。たしか800万円からの借地料を払っているわけでありますが、まさにこの住宅が市民のためにきっちり利用され、効率的に提供されていないということが明らかではないかと思えます。上河内や大沢の住宅は合わせて36棟のうち34棟が利用されている、25年度において新たな募集がされている実態から見ますと、まさに丸山住宅、うつぎ原、柳原の住宅は放置されている、こう言わざるを得ない実態ではないかと思うわけであります。

さて、皆さん、防災対策と庁舎問題につきましても24年度決算の内容は大きな問題点を持っていようかと思うわけであります。

内閣府は昨年8月、33メートルの津波が押し寄せる、防災対策の上からも敷根への移転が必要だと早急に、まさに前市長が急いで決定していった、ここに大きな問題が含まれていたと言わざるを得ないと思うわけであります。なぜなら、この敷根の移転地が敷根公園であり、都市計画上、その時点において、今日においても移転できない土地、利用できない土地だということであります。法的にであります。法的に利用できない土地をその法の改正や修正を待たずに決定していったという当局の責任、それを認めていくような議会の責任も私は問われなければならない課題であろうかと思うわけであります。

27年度までに5,000平米以上の旅館やホテルは耐震対策が求められる。当然、公的な施設、市の庁舎も耐震化が求められているわけであります。ところが、この耐震化は新庁舎で対応していくんだということで、現実に平成30年まで現庁舎を使おうというこの庁舎についての耐震の問題はまさに放置されている。24年度決算においてそれらのことが議論されていないということ指摘せざるを得ないと思うわけであります。

そして、このような前市長のまさに先走った決定が、楠山市長によってきっちりと見直す姿勢が今日明らかにされていようかと思うわけであります。この点は大いに皆さんと一緒に評価してまいりたいと考えるものでございますが、法が求めております27年度までの耐震化というこの問題におきましては大きな疑問を感じざるを得ない。そして、皆さん、浸水地域に消防団の詰所が随所にある、これらのことが放置されて庁舎のみに集中するというような議論であってはいけないと私は思うわけであります。

一般質問におきましてこのような指摘を何たびか私はしてまいりましたが、このような問題提起が24年度におきまして残念ながら議論される、方向づけがされるという実態はござい

ません。放置されているというのがその実態ではないかと思うわけであります。

さて、皆さん、まだ医療問題があろうかと思うわけであります。お年寄りが豊かに暮らし続けることのできるまちをどのようにつくっていくのか。この観点からは、共立湊病院はかつて下田賀茂地区の中核病院でありました。今日の下田メディカルセンターがこれにかわる中核病院としての役割を果たしているかという問題であります。

具体的な話をしますと、敬老会の数日前、吉佐美ではお年寄りに記念品を配ります。老人会の女性の役員と私は一緒に回ってまいりましたが、クモ膜下出血を起こし順天堂病院で手術をし、脳外科のある下田メディカルセンターでその後の経過を見ていただいている、このお年寄りが半身不随で自宅のベッドから転がり落ちてしまい、家族は勤めに出ておりますので10時頃にヘルパーさんが来て、やっとヘルパーさんが救急車を呼んで対応する、メディカルセンターで治療を受けていたので救急隊はメディカルセンターに要請をしたが、うちではベッドがないので対応できないという返事を受けたというわけであります。そして、このお年寄りは西伊豆病院に搬送される、こういうことが具体的に起きているわけであります。

指定管理者任せではなく、このような点をきっちりと改善していく、総括し大いに反省していくことが必要ではないかと思うわけでございます。

このような問題を検討してまいりますと、まさに24年度決算は不認定とすべき決算である、当局にきっちりと反省を求めるという姿勢を当議会がとるべき態度ではないかと私は考えるものであります。

以上で不認定とすべき討論を終わらせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 討論の途中でありますが、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き討論を続けます。

次に、賛成意見の発言を許します。

竹内清二君。

〔1番 竹内清二君登壇〕

○1番（竹内清二君） 認第1号 平成24年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については認定すべきという立場にて述べさせていただきます。

昨年度行われました決算につきましては、当局からの説明に基づき、粛々と第4次総合計画を遂行されている結果であり、また財政等々も鑑み、今回の認定につきましては認めるべきものと考えております。

よって、この平成24年度下田市一般会計歳入歳出決算認定につきましては適正であると認めるものと述べさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、認第1号 平成24年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

○議長（土屋 忍君） 次に、認第2号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成24年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成24年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成24年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

[7番 沢登英信君登壇]

○7番（沢登英信君） 認第5号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての案件について不認定とすべき討論をいたします。

平成24年度の各会計の決算審査において指摘されておりますように、国民健康保険税の調

定額は13億3,972万5,083円であります。これに対し収入済額は7億6,513万2,022円、収納率は57%台、57.1%であります。収入未済額が4億9,952万5,947円、大ざっぱに繰り上げますとまさに5億円からの滞納額がある。この会計はこのままでは破綻していると指摘せざるを得ないと思うわけであります。しかも、50万円以上の市税滞納者が294人、2億7,067万円にも上がっている。まさに収納できないような高額滞納者が増え続けていると言わざるを得ないと思うわけであります。

このような状況をどのように改善していくのか。国が32%しか持っていないこの現状をかつてのようにきっちり50%持っていただく、こういう改善を求めていく一方で、社会保障としてのこの医療制度をきっちりと下田市が支えていく。一般会計からの繰入金をきっちりと検討していくという姿勢が求められていようかと思えます。

かつて、下田市におきましても一般会計からの繰入金を実施してまいっているところであります。他の自治体におきましても、残念ながら国がきっちりした対応をしてくれませんので、各自治体で対応せざるを得ないと一般会計からの繰り入れをしているわけであります。

収納率の改善を求めるだけでは不十分であります。この会計がきっちり社会保障制度として実施できますように、一般会計からの法定外の繰り入れを原則化していく見解が必要であろうかと思えます。まさに2割の方々が滞納している。8割の人たちにこの滞納額をかぶせている。しかも、この税額を上げましても、最高税額の制限がある中で税収は上がっていかない。単純ではない問題がここに含まれているわけであります。

このような問題をどう解決していくかは、やはり下田市として社会保障の一環、医療制度の大きな柱の一つとして、国民健康保険への一般会計からの繰り入れをきっちりと検討していくという姿勢が求められていようかと思えますが、残念ながら、24年度決算においてはこのような姿勢を可決していない、こういう点から申しまして不認定とすべき会計であると考えられるものであります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 認第5号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について認定すべきであるという立場から討論を行います。

反対討論の中で、滞納が多くある、このままではこの会計は実質破綻しているというご意

見がございましたが、10年前、私が議員になったときから収納率は大きくは変わっておりません。やはり滞納が多くある。多分その前から、国保会計の性質上、収納率100%はありようがないんじゃないか。これをもって反対するのであれば国保会計は全て反対し続けなければならない。むしろ、反対者のおっしゃるとおり、国保会計を現在の市町村単位で行うのかがいいのか悪いのか、こういう議論はあります。しかし、そのことをもって決算を否認すべきだ云々は筋の全く違う話であろうというふうに考えます。

収納率について言えば、現年課税分でいえば前年度よりも0.3%改善しております。この意味で言えば当局の収納に対する努力は評価してよいのではないかと思います。

一般会計からの繰り入れについては意見が分かれるところでありましょう。反対論者の言うように一般会計の繰り入れもあるとすべきという意見もあれば、国保の会計を国保加入者以外のいわゆる社会保険の加入者あるいは共済組合の加入者にまで負担を求めるのかがいいのか悪いのかという議論も当然あります。共済組合もいわゆる国で行っている社会保険もそれぞれの保険料を負担しているわけでありますから、保険料の二重払いが望ましいかどうかというところは多くの議論のあるところであります。このように多くの議論のあるものを、一方、自分の意見と違うからということで不認定にするという態度を私はとるべきではないだろうと思います。

また、一般会計からの繰り入れについては、平成24年度は1億900万円の一般会計からの繰り入れを行っているところであります。したがって、1億円を超える繰り入れがあるにもかかわらず一般会計からの繰り入れがないから否認すべきであるという意見は理解に苦しむところであります。私自身は一般会計からの繰り入れをすることは余りいいとは思いませんが、実質、24年度については必要があり、やむを得ず一般会計の繰り入れを行ったところであります。

ぜひこの事実を理解、認識していただきたいと考え、私の賛成討論を終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、認第5号 平成24年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成24年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成24年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成24年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成24年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成24年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成24年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成24年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第10号 平成24年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

以上で認第1号から認第10号までの平成24年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号 下田市立認定こども園条例の制定について、議第47号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議第48号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第49号 下田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 下田市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第52号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第53号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上16件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、竹内清二君の報告を求めます。

竹内清二君。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

- 1) 議第51号 平成25年度下田市一般会補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。
- 2) 議第53号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。
- 3) 議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。
- 4) 議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。
- 5) 議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。
- 6) 議第58号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。
- 7) 議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。
- 8) 議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

2. 審査の結果。

9月27日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、大川環境対策課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、長友建設課長、平山上下水道課長の出席を求めそれぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第53号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第58号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

小泉孝敬君。

[総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇]

○総務文教常任委員長(小泉孝敬君) 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第46号 下田市立認定こども園条例の制定について。

3) 議第47号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第48号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第49号 下田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第50号 下田市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について。

- 7) 議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。
- 8) 議第52号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。
- 9) 議第54号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)。
- 10) 議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
- 11) 議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 12) 議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 13) 議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 14) 議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

2. 審査の経過。

9月27日の1日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、鈴木会計管理者兼出納室長、鈴木企画財政課長、名高総務課長、楠山税務課長、土屋市民課長、原福祉事務所長、土屋学校教育課長、佐藤生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地調査を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第46号 下田市立認定こども園条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第47号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第48号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第49号 下田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第50号 下田市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第52号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第54号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

沢登英信君。

○7番（沢登英信君） まず、議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねいたします。

提案理由に、防災対策事業の財源確保に当たり、財政状況を考慮し特別職等の給与の減額措置を講ずるための特例期間を定めたと、こういう理由がついておりますが、まさに本会議におきまして予算の不用額として処理がされる、この財源を特定のものに充てることはできない、そういう性格のものではないと、こういう答弁を当局がされていようかと思いますが、災害対策事業の財源確保に当たりこのような理由が委員会においてどのように議論をされたのか、されなかったのか、まずお尋ねしたいと思うわけであります。

そして、このような措置は県から強い要請を受けて実施した、こう言っているわけであります。県からの強い要請とは具体的にどういうことであったのか、そしてそれらの要請に応じないという姿勢をとったときにどのようなペナルティーが考えられたのか、このような点についてまずお尋ねしたいと思います。

それから、次々によろしいでしょうか、議長。

○議長（土屋 忍君） 続けて言ってください。

○7番（沢登英信君） 議第46号、認定こども園条例の制定でございますが、この第2条では下田認定こども園という名称であります、実態は下田市立の敷根保育所と敷根幼稚園で構成されるんだと、こういうわけであります。名称は認定こども園であっても、幼保を一体化した体制をとっていくということではなく、たまたま幼稚園と保育園を合築するという、こういう内容ではないかと思うわけであります。そうしますと、「認定こども園に、園長その他必要な職員を置く」と、本会議におきましては3人の園長を置くんだと、こういう答弁をしているわけですが、3人の園長はどのような仕事をするのか、そして「その他必要な職員」とはどのような職員なのか、この議論がどのようにされたのかお尋ねしたい。

それから、認定こども園におきましては相談事業を実施するということが規定されていようかと思ひます。この条例の中におきましてどなたがどのような形で相談事業を実施するのか、その点についてどのような議論がされたのかお尋ねしたいと思うものであります。

第47号、第48号につきましても、認定こども園の供用開始に伴い廃止をしようという条例であろうかと思いますが、各地域に小学校が存在している、それよりも年の低い幼稚園、保育所対象児童が通園・通所バスで一カ所に集められていく、このような不都合がやはりそこに出てこようかと思うわけであります。これらの解消はどのようにされるのか、その点の議論がどのようにされたのかお尋ねしたいと思います。

さらに、第49号 下田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この改正によりまして第2条（2）は「下田市水防計画に関し、市長の諮問に応じて調査審査すること。」というぐあいに変えられようと。改正前の条例は、市長の諮問ではなくこの防災会議で独自にきっちりした計画を書いていくと、このように読み取れる点があるかと思いますが、改正点はどこに本質があり市長の諮問機関にしていくという方向づけがされたのか。諮問がなければこの防災会議は全く動かない、こういうことになるのか、この点の議論がどう進められたかお尋ねしたいと思います。

以上です。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 沢登議員の質問は、まず、特別職で2つ、あと認定こども園で3点、それから防災に対して1点、6点ということによろしいでしょうか。

まず、議第45号の特別職の件でございますが、確かに委員会の中でこういった財源をどうするか、法的に大丈夫かという根拠についての議論がなされ、当局の説明がありまして、今回の給与削減については、国において防災・減災事業に積極的に取り組むこと、地域経済の活性化を図ることが近々の課題であると、これらの課題に対応するため、国家公務員は既に給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づいて行っておると。地方においては地方財政政策としても給与の分から削減と。下田市においては、国からのそういった話もあるんだけど、とにかく南海トラフ巨大地震における津波高とか静岡県第4次被害想定が出され防災・減災の対策が近々の課題であると。今回のそういったものの削減に対しては国の要請と関係ないとは言えないが、市の近々の課題を優先して防災・減災の必要性に鑑み、職員並びに職員組合と交渉を重ねた結果、合意に至ったと、そういう提案理由の説明がございました。

それから、2番目の県からの要請、ペナルティーその他の意見については討議はございませんでした。

それから、3番目の認定こども園の件でございますが、職員の件につきましては、現在の園長さんはどういう立場で、どういう方がなられておりますか、また今後どうなりますかと

いう意見が委員会の中で出され、現在は園長さんは担当の小学校の校長さんが兼務されておると。今後、認定こども園になった場合は園長1人、副を3人置いて、職員の中からその3人を選ぶと。下田幼稚園においては園長1人というようなことで、職員の体制としては保育士が22人、教諭が8人、調理をする方が4人、そのほか支援をする方で2人、合計36人体制で行うと。ほとんどの方が保育士と教諭の免許を持っており十分対応できるというような説明がございました。

あと、児童相談の件については、具体的なことは委員会の中では出されなかったんですが、全体としての保護者等の今後の協議については10月半ば以降から各地で説明会が行われると、その中で細かな点は要望その他も聞きながら検討していくという説明がございました。

それから、各地域の小学校その他については特別な話はございませんでした、地域でというふうな。

最後に、第49号の防災会議の件ですが、下田市は水防法に規定にしている水防協議会を設置していません。このため、水防法第3条の2の水防会議を設置せず、かつ防災対策基本法第16条第1項で規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならないと規定されていることから、この改正にあわせて、「下田市水防計画に関し、市長の諮問に応じて調査審議する」、この規定に改めるという説明がありまして、その会議に出席する人を今まで32名だったのを4名増やすという説明がございまして、一人は自主防災会の方を考えていると、もう一人は学識経験者と。あと、人選方法は女性及びボランティア関係ということを考えているが、これらは今後検討していくという説明がございました。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） 議第45号の点であります。県からの要請がなかったとは言えないけれども大した要請ではないと、ペナルティーもないんだと。市独自で特別職及び職員の減額を職員組合とも相談して決定したんだと、こういう結論を委員会として得たということよろしいのか確認させていただきたいと思います。

それから、認定こども園条例の制定につきましては、本会議の質問で担当課長は、認定こども園に園長を、敷根幼稚園、敷根保育所にそれぞれ園長を置く、こう答弁をしているわけです。委員会では認定こども園に園長1人を置いて副を2人置く、こういう答弁に変わったということでしょうか。保育所に園長、幼稚園に園長、そして認定こども園にもう1

人の園長をそれぞれ置くという答弁をいただいているはずであります。この点がどのように変わっていったのか。

そして、本会議におきまして相談事業の実施についてお尋ねを私はしております。それらを受けた議論が委員会で全くされていないということはどういうことなのか、何のための委員会なのか、本会議なのかということが、議会制民主主義の根本が問われてくるんじゃないかと思います、委員長。

それから、水防計画の点であります。水防協議会を当市の場合は設立していないのでこの審議会に任せるんだ、こういうご説明であったかと思うわけですが、そうであれば水防協議会を置くことを検討すべきか、あるいはこの条例どおりに実施すべきか、当然、委員会として議論がなされなければならないと思うわけですが、どのような議論がそこでなされたのか。そしてまた、委員長の説明では、今、僕が言ったような理解でいいのかちょっと理解が進まない点がございましたので、再度その点についてのご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） まず、第45号の県からの要請の部分の第2の質問についての再度の質問かと思うんですが、委員会としては、法的な根拠をクリアしていると、それから職員その他組合とも話し合っただけで削減分を明確にしているという説明もあった、そういったことから下田市が近々の課題である防災について対応していくという明確な説明があったということで承認したということでございます。

それから、幼稚園の職員の件ですが、私、園長1人と副を3人置くというふうな説明をしたかと思うんですけども……

〔「2人と」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） すみません、3人です。私のほうの説明の間違いです。園長1人に副を3人置くということで……

〔「違う、2人」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） すみません、2人です。これは法律的に認定こども園になった場合の対応で、現在は今までの体制でいくということです。現状、敷根に行っても今のままです。

すみません。園長は1人で、認定こども園の園長が1人、それから保育所の園長が1人、

幼稚園のほうで1人というような形……

〔「本会議でもそういう答弁だった」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 私の説明は、後からの説明が正しいということです。すみません。園長が1人。認定こども園の園長が1人。それから保育所の園長が、これが副で1人、幼稚園が1人、以上3名になります。

それと、先ほどの水防法の件ですけれども、水防法に適合したという説明がされまして、ちょっとお待ちください。すみません、もう一度確認します。

○議長（土屋 忍君） ここで暫時休憩します。

午後 0時 9分休憩

午後 0時10分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長の答弁を続けさせます。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 大変貴重な時間を費やしまして申しわけございません。それでは続けます。

当局より水防法の変った点について説明がありまして、その他、沢登議員の質問された件については特別に説明はございませんでした。質疑もございませんでした。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。3回目です。

○7番（沢登英信君） これで終わりますが、認定こども園の運営は11時間保育をするところに特徴があるかと思います。認定こども園に園長を1人、幼稚園に園長1人、保育所に園長1人、幼稚園と保育園は認定こども園の副園長だと、副園長兼幼稚園園長あるいは兼保育所園長だと、こういうことであろうかと思います。説明の理解がようやくできたところでございますが、11時間保育をするということになりますと、この園長が3人とも認定こども園に11時間いるのか。恐らくそうではなく交代制の運営をするということにならざるを得ないと思うわけです。このような交代制の勤務がスムーズに間違いなくできるのかどうなのか、どんな勤務体制を検討しているのか議論されたかどうかお尋ねしたいと思います。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 議論は特別にされていないんですが、先ほど申したように、保育士と幼稚園教諭の両方の免許を持っている方がほとんどで、シフト制にしてそれ

はクリアできるというふうな説明がございました。特にその他のどういったという具体的な説明はございませんでした。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑を終わります。

ここで午後1時15分まで休憩いたします。

午後 0時14分休憩

午後 1時15分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をさせていただきます。

今日のデフレ不況を克服するためには、賃上げによる景気対策に方向を転換することがまず必要であると思います。株価が上昇し円高が進んでも働く人たちの賃金は連続して今日下がり続け、家計の悪化は大変深刻な事態を迎えるばかりであります。円安が進み、1リットル140円台のガソリンも170円台になろうかとしておるわけであります。食料品や生活必需品、ガス・電気代まで値上がってきているわけであります。家計の実態は、景気回復を実感するどころかますます落ち込みが続いている。賃金が上がらないのは政府にとっても不安な材料になってきているわけであります。

このため、安倍首相は賃上げの好循環を加速させる環境づくりのためとして、政府、労働者、使用者の代表によりまず政労使協議の開催を甘利経済再生担当大臣に指示しているところであろうと思います。今月中にスタートしましたが、年内に一定の合意を得たいと報道さ

れているところであります。

このようなとき、国家公務員給与削減、これに関連した自治体職員給与削減の強要など、やるべきことでないことは明らかではないでしょうか。市職員の給与は漁協や農協の団体職員の給与に連動しており、ひいては地域で働く人々の給与を引き下げる要因になりかねません。このような政策を進めていては観光の発展も望めなくなってしまうわけであります。

賃上げがデフレ不況打開の鍵と今日言われている中で、公務部門が足を引っ張る、このような状況は大きな政策上の誤りであると言わなければならないと思います。高くもない市職員の給与を5カ月間も引き下げるなど、やるべきことでないことは明らかであります。賃金の引き上げで国民所得を増やす対策をしてこそ、経済を立て直し、消費税の増税に頼らず財政危機を解決の道に開いていくものと私は考えるものでございます。

このような見解からいたしますと、議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については反対をせざるを得ない、こう考えるものであります。以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 賛成の立場から討論をいたします。

働いている者は誰でも賃金は多ければ多い方がいいのでありますが、賃金は、払う側、もらう側が一方的な立場で決められる性質のものではありません。今回の5カ月間限定の賃金引き下げについては労使双方で熟慮もし、真剣な話し合いが行われて決められたことだというふうに認識しております。また、そのお金については下田市の喫緊の課題である防災の原資とする、こういう形で合意もなされたと聞いております。

厳しい財政状況の中、労使の話し合いによって決められた今回の賃下げについては、それを尊重していきたい、こんなふうに考えております。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第45号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 下田市立認定こども園条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

[7番 沢登英信君登壇]

○7番（沢登英信君） 議第46号 下田市立認定こども園条例の制定については、まさに検討不十分で再検討すべき条例であると判断いたすものであります。その立場から反対をいたすものであります。

認定こども園の建設に当たりまして、稲梓幼稚園の父兄の皆さんは小規模幼稚園の特質を大変評価していたところであろうと思います。毎日、先生方と父兄が子供の送り迎え、受け渡しの際に子供の教育を話すことができる、子供の成長が実感できる、それも先生と共有できるんだ、こういう保育園をぜひ残してほしい、こう皆さんにも訴えられていたかと思うわけであります。このようなお母さん方の、あるいは保護者の訴えが認定こども園でどのように受けとめられているのでしょうか。幼稚園、保育園の3歳から5歳のお子さんは認定こども園で共同の保育、教育をするんだと。すばらしい教育のような、あるいは保育のようなイメージを与えますが、それを担当する教諭や保母がどのようにお母さん方と、保護者と接触するのか定かではありません。

しかも、11時間、認定こども園の園長、そして幼稚園の園長、保育園の園長、この三者の関係がどのようになっているのか。担当する先生がお母さんに子供たちの成長を伝えるのか、誰が伝えるのかも明らかにされていない。残念ながら、委員の皆さんもこのような観点の質問や議論をしていない、こういうことではないかと思うわけであります。

そして、認定こども園の大きな特徴の一つが相談事業を実施する、子育て支援事業もありますが、相談事業が全く欠落しているという現状ではないかと思うわけであります。

このような状態におきましてはこの認定こども園条例を再度吟味していく、こういうことが当然必要になってこようかと思えます。こういう点で下田市立認定こども園条例に反対をいたすものでございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 認定こども園設置条例を賛成の立場から討論いたします。

稲梓幼稚園のほうから出されました請願を委員会で審査したところ、請願の本意は、認定こども園の設置に反対ではなく、認定こども園を設置するに当たって十分意見を聞いてほしい、こういう趣旨のものでありまして、父兄が反対しているというのは誤解に基づくものがあります。

認定こども園においては、働くお母さん方がこれまで朝早く子供たちを連れていくのに非常に不便を感じていたところでありまして、また仕事が終わらないうちに保育園が閉園になり子供の迎えに行けない、こういうような悩みに対して新しいサービスを提供し、働く母親を助け、子育て支援、少子化対策として重要な役割を持ち、また期待をされているところがあります。

4歳からの子供というのは他人を認識し始める年代であります。この年代において多くの友達をつくり、友達や先生と共同作業を行うことによって成長していくものが多々あります。この時期では、少数による保育あるいは幼児教育よりもむしろ多数の子供たちの中で人間関係を学んでいく、他人を意識していく、こういう教育、保育もまた重要な業務になるわけがあります。認定こども園ではそうしたことも期待されております。

多くの期待を背負った認定こども園が成功裏に設置されることを期待しております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第46号 下田市立認定こども園条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第47号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 認定こども園条例の制定とともに議第47号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてが上程されているわけではありますが、これも、地域の子供は地域で育てる、この基本理念を曖昧にするものであります。認定こども園ができましたも、それぞれの地域で子供たちを育てる、できる限り地域に保育所を残していく、こういう姿勢をとるべきことが必要ではないかと思うわけであります。

このような観点に立って見ますと、市内に全て集中してしまえばいい、このような考え方はコミュニティーを破壊し、教育環境、保育環境を壊してしまうという意味におきまして反対でございます。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 賛成の討論を行います。

保育所の統合は下田市の長年の懸案でありました。地域の子供を地域で育てる、理念としては立派なものがあります。しかしながら、現実的には、各地域ごとに保育所を設置し保育園の先生を配置していくという、これを全てやり遂げるには財源上の大きな負担になります。残念ながら、下田市の財政では全ての地域に保育所を設置するのは事実上不可能であります。

また、先ほども申し上げましたように、集団保育の観点から申し上げて、地域にあれば人数が何人でもいい、先生につければいいというものでもありません。保育の問題は多面的に検討する必要があると思います。

その長年の議論の結果として今回の条例が提案された、これに賛成するものであります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第47号 下田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

[7 番 沢登英信君登壇]

○7番（沢登英信君） 議第48号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をさせていただきます。

反対の理由は議第47号と同様でございます。しかし、皆さん、財政上不可能だから統廃合するんだ、廃止するんだと。既に実施されてきている幼稚園であります。教育の問題を財政の問題にすりかえて統廃合してしまうなど、再考を要す内容ではないかと思うわけでありませう。

特に、稲梓幼稚園につきましては父兄や保護者の皆さんから多くの存続の要望が出されているわけでありませう。認定こども園ができればできる限り幼稚園を存続していくというこのコミュニティーを、また地域の子供たちは地域で育てるというこの理念を、きっちりと守る姿勢が求められなければならないと思うわけでありませう。

そのような観点から申しますと、この幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については反対をせざるを得ないものでありませう。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

[3 番 伊藤英雄君登壇]

○3番（伊藤英雄君） 議第48号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論を行います。

先ほどから稲梓幼稚園の父母の話が出ておりますが、稲梓地区から出されました請願を審議した当委員会では、父母の本意は稲梓幼稚園の存続に必ずしもあるわけではない、認定こ

ども園に反対してのものではないと明言されておりました。父母のいろいろな要求をできる限り酌み上げることは当然であり、認定こども園においてはそれらが反映されているものがあります。

また、財政を唯一のよりどころにしてこの統廃合を決めているわけではありません。幼児教育においてどのような規模が適切なのか、また、十分な環境を整えることが必要であります。現実的には、環境を整えるためには財政的な裏づけが必要であります。この財政的な裏づけを全く欠いた議論は空理空論と言わざるを得ません。下田市の現状における財政、あり得べき幼児教育の姿を考えれば、今回の認定こども園、それに伴う幼稚園の廃止は当然の結論と考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第48号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 下田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第49号 下田市防災会議条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 下田市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 下田市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第4号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は委員長

の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 平成25年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第58号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号 平成25年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の

報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第60号 平成25年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

◎発議第6号及び発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、発議第6号 建築物の耐震改修の促進に関する意見書の提出について、発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） ただいま議長から通告のありましたとおり意見書2件につきまして順次説明をさせていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては一括して最後にご報告させていただきます。

発議第6号 建築物の耐震改修の促進に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、建築物の耐震改修の促進に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、観光庁長官に提出するものとする。

平成25年10月1日提出。

提案理由。

建築物の耐震改修を促進するため。

建築物の耐震改修の促進に関する意見書。

平成25年5月29日に公布された「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、旅館・ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、5,000平方メートルを超えるものについては、平成27年度末までの耐震診断の実施および結果の報告が義務化され、また耐震診断結果が公表されることとなった。

南海トラフ巨大地震をはじめとした想定される災害に対する被害を最小限に抑止する耐震化等の防災・減災対策については必要と理解するが、対策を講じるに当たっては建築物所有者・管理者による多額の費用を要し、さらには同所有者・管理者への周知・理解の促進が重要となる。

したがって、国においては、地方自治体及び建築物の所有者の実情を十分に踏まえ、以下について、特段の配慮がなされるよう要望する。

記。

- 1 耐震診断を推進するための必要経費に対する更なる財政支援。
- 2 耐震診断結果の非公表、もしくは公表時期の猶予。
- 3 耐震改修を推進するための必要費用に対する更なる財政支援、並びに金融支援の強化充実。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月1日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地方税財源の充実確保を求める意見書を別紙により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）に提出するものとする。

平成25年10月1日提出。

提案理由。

地方税財源の充実確保を求めるため。

地方税財源の充実確保を求める意見書。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、

地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記。

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

2. 地方税財源の充実確保について。

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

(3) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 自動車取得税及び自動車重量税は、代替財源を確保しない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保するための仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月1日。

静岡県下田市議会。

以上2件、提出者、下田市議会議員、沢登英信。以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく鈴木 敬、同じく大黒孝行、同じく森 温繁、同じく大川敏雄。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 発議第6号及び発議第7号について提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第6号 建築物の耐震改修の促進に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

発議第6号及び発議第7号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第6号 建築物の耐震改修の促進に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 建築物の耐震改修の促進に関する意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（土屋 忍君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって平成25年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時 1分閉会